

誓 約 書

廿日市市男性の子の看護等休暇取得促進奨励金（以下、「奨励金」という。）の申請における提出書類の記入事項及び添付書類等の関係書類において、一切虚偽がないことを誓約します。

虚偽が判明した場合は、奨励金の交付決定の取消又は奨励金の返還命令を受けることがあることを理解し、当該取消又は命令を受けた場合には、これに異議を述べず、速やかに従います。

- 1 申請者は、廿日市市の税に滞納がないこと。（ただし、納税猶予を受けている場合を除く。）
- 2 申請者は、奨励金の交付対象条件を満たしていること。
- 3 申請者は、法人税法別表第一に規定する公共法人、政治団体及び宗教上の組織又は団体のいずれにも該当していないこと。
- 4 代表者、役員又は使用人その他の労働者若しくは構成員等が広島県暴力団排除条例（平成22年条例第37号）及び廿日市市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に規定する暴力団及び暴力団員、暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
- 5 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」に該当していないこと。
- 6 申請者は、その他、不支給要件に該当しないこと。
- 7 申請者は、交付決定後においても、指定された書類等の提出の求めに応じること。
- 8 申請者は、廿日市市が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること。
- 9 申請者は、不正受給が判明した場合には、規定に従い交付された奨励金の返還等を行うこと。
- 10 申請者は、奨励金の交付等本事業の適切な執行を行うため、廿日市市が保有している個人情報を利用すること及び警察その他の行政機関から情報収集を行うことについて同意すること。
- 11 申請者は、廿日市市男性の子の看護等休暇取得促進奨励金交付要綱に従うこと。

年 月 日

廿日市市長 松 本 太 郎 様

住 所 〔法人、団体にあつては本店事務所所在地〕

名 称

代表者名

⑩